

乳幼児等
医療費受給者証

重度心身障害者
医療費受給者証

ひとり親家庭等
医療費受給者証

一部の方を除き

更新申請が不要に

乳幼児等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、例年、6月下旬から7月の間に、更新申請書の提出が必要でしたが、平成29年度から、一部の方を除き更新申請書の提出が不要となりました。

手続きが必要な一部の方って？

次のいずれかに該当する方には、6月に更新申請書またはご案内を郵送しますので、忘れずに手続きをしてください。

【平成28年度の更新申請書を提出していない方】

平成28年度は、次のような理由で受給資格に該当しなかったために、提出しなかった方にも、更新申請書を郵送します。

- 所得が基準額を超えている
- 後期高齢者医療と重度心身障害者医療費の負担割合が1割である など

提出書類 平成29年度更新申請書

※受給資格に該当する可能性がある場合は、必ず提出してください。受給資格に該当しない場合も、一度提出すれば、それ以降の提出は不要となります。

【平成29年1月1日現在、生計維持者の住民票が岩見沢市にない方】

提出書類 次のうち、いずれか1点

- 平成29年度所得課税証明書

※平成29年1月1日に住民票があった市町村で交付されます。生計維持者が非課税の場合は、世帯全員（16歳以下の方や、市町村民税の扶養となっている方は除く）の分が必要です。

- 平成29年度市町村民税・道民税特別徴収額通知書
- 平成29年度市町村民税・道民税納税通知書

【いずれも】

申請方法 7月7日(金)までに、市国保医療助成課医療助成グループへ

受給者証はいつ届くの？

所得や世帯の状況を確認し、該当となった方には、7月下旬に受給者証を発送します。

受給者証の有効期間は、受給者証に記載してありますので、ご確認ください。

古い受給者証は？

有効期間を過ぎた受給者証は使用できませんので、各家庭で処分してください。受給者証は、細断するなどして、きちんと処分しましょう。

市国保医療助成課にお持ちいただいても構いません。

受給者証を無くしちゃった

受給者証を紛失・汚損してしまった場合は、申請により再発行することができます。詳しくはお問い合わせください。

こんなときも手続きが

- 健康保険証が変わった ●市内で転居した ●氏名が変わった
- 生計維持者が変わった、生計維持者の住所や氏名が変わった
- 資格要件に該当しなくなった（ひとり親家庭の方が婚姻・同居した場合など）
- 所得の修正申告を行った など



この他、左記のようなときも、届け出が必要です。忘れずに手続きをしましょう！

問合せ先 市国保医療助成課医療助成グループ